

平成31年（ワ）第■■■号 損害賠償請求事件

原告 株式会社■■■■■

被告 株式会社■■■■■

第6準備書面

令和元年8月22日

大阪地方裁判所民事第19民事部1係 御中

株式会社■■■■■ 印

第1 はじめに

本書面は、2019年8月2日付原告訴訟代理人作成の「第4準備書面」に対し、本件の本来的な争点に基づき、原告への反論を行うものである。

第6準備書面が先に完成したことから、陳述書よりも前に本書面を提出することをご了承ください。

第2 原告の姿勢について

被告は、第1回から第5回口頭弁論まで積み上げられてきた数々の主張とその証明に要した労力・時間を完全に無視するかのような原告の第4準備書面に、驚きと遺憾を禁じ得ない。

被告は第5回口頭弁論までに渡って、原告の主張に対し、矛盾点の指摘とその具体的な根拠についての説明を誠心誠意行ってきた。一方原告は根拠（証拠）なき主張と反論を繰り返したあげく、今回の第4準備書面に至っては、「原告による主張・立証（被告の主張に対する反論）は一通り終了して」と、これまでの被告の指摘を一切合切無視している。このような原告の姿勢は、とうてい許容できるものではない。

第3 具体的な反論

1. 被告の主張が原告の都合の良い解釈にすり替えられている事実について

2 被告は、本件訴訟において、本件投稿記事（原告に関して摘示された事実）は「裁判の記録やニュースなどでは確認されていない」「ネット情報のみを拾い集めた」ものであると述べている（平成31年3月7日「口頭弁論」と題する書面の最終ページ）。すなわち、被告自身、本件投稿記事（原告に関して摘示された事実）が少なくとも客観的根拠に基づかないものであることを自認している。

3 本件投稿記事（原告に関して摘示された事実）はもとより真実でないが、事実摘示の際の被告の認識としても真実であると信じていたわけではない。十分な根拠や確実な資料によらず、真実ではない可能性があるとの認識のもと、本件投稿記事（原告に関して摘示された事実）を全世界に公表し続けた被告が不法行為責任を逃れる余地は無く、その責任は重大である。

引用：原告「第4準備書面」（1～2頁）

「①被告は原告の記事が真実でないとの認識のもと掲載した」のではなく、「②被告は『ネット上に原告について様々な意見・ロコミがある』という事実を、真実は不明であると明言したうえで掲載した」のである。

①と②は、まったく別モノであり、被告が①を認めた事実は一度もない。

これまでの準備書面でも見受けられたように、原告は常に「事実ではなく原告にとって都合の良い解釈のみ」で主張を繰り返している。

また、被告が「インターネット上の投稿記事や体験談」を参考にしたことが証明できなければ、「一から事実をでっち上げた可能性が高い」というのは、こじつけであり、言いがかりも甚だしいと言わざるを得ない。

2. 原告が行った削除要請の事実確認について

4 なお、原告社内にて、被告第5準備書面に対する回答を検討したが、本件投稿記事に該当する投稿記事や体験談などを掲載したサイトに対して、記事削除の要請した事実は確認されなかった。

引用：原告「第4準備書面」（2頁）

被告が本件投稿記事の検証を行うのは被告側であり、原告への依頼は記事削除に関する情報の開示である。原告が「（本件投稿記事に該当する投稿記事や体験談などの）記事削除の要請した事実は確認されなかった」と断言するならば、原告は当該資料を全て開示したうえで「事実が確認されなかった」ことを、被告に替わり客観的に証明すべきである。

その証明がなされないのであれば、原告の主張はなんら信ぴょう性がなく、被告が「インターネット上の投稿記事や体験談」を参考にしたことを否定する根拠として失当である。被告は、あらためて記事削除依頼に関する全資料の提示を原告に強く要求するものとする。

3. 「証拠甲 16」の陳述書について

陳述書（甲 16）についての個別内容は、これまでの被告からの数々の指摘で「事実でない主張」であることは既に証明されており、証拠として不適切である。

第4 本訴訟の争点の本筋について

本訴訟は、平成28年4月の原告側弁護士による被告への交渉から始まり、平成31年1月29日までの期間を損害賠償事件として訴状にまとめたものである。

その訴状の論点は2つに分かれており、平成28年4月に行われた「掲載記事（名誉毀損、名誉権の侵害、社会的評価の低下）そのものの交渉」と、それ以降の「削

除されず掲載し続けられた記事による損害状況」に分けられる。

【時系列】

■担当弁護士：■■■■■■■■■■法律事務所

平成 28 年 4 月 被告の掲載記事について、原告側から名誉毀損、名誉権の侵害、社会的評価の低下などを指摘し削除交渉

■担当弁護士：弁護士法■■■■■■■■■■事務所

平成 30 年 5 月 7 日 陳述書提出

平成 30 年 6 月 7 日 本件記事削除を求める仮処分の申し立て

平成 30 年 6 月中旬 本件記事削除を求める仮処分の取下げ

平成 30 年 10 月 4 日 損害賠償の通知書の送付

平成 31 年 1 月 29 日 損害賠償請求の訴訟

平成 28 年 4 月に行われた交渉において、原告が掲載記事（名誉毀損、名誉権の侵害、社会的評価の低下）について指摘した上で、編集記事（証拠甲第 11、12）を出すことにより和解交渉が成立し、本訴訟自体が回避できていたであろうことは、被告の第 3 準備書面で立証されている。

本訴訟の争点の本筋は、原告が提案した編集内容が被告の掲載記事に反映されないため、名誉毀損、名誉権の侵害、社会的評価の低下が解消されなかったことであり、その後も記事が掲載され続けたことで原告に被害が生じたことである。

以上のことを踏まえて、原告の第 4 準備書面を再度確認していただきたい。原告の主張は争点の本筋に沿っておらず、一部を誇張しているにすぎない。

被告の第 1～5 準備書面を再度確認していただきたい。「本訴訟の争点の本筋」を一貫して守っていることは誰の目にも明らかである。